

未来の安全につながる判決か

写真は朝日新聞 9 月 20 日朝刊。「東電旧経営陣 無罪判決」に怒りと、福島から関西に母子避難している家族のことを思い浮かべて記事を読んだ。政府の福島原発事故調査・検証委員会で委員長代理を務めた作家・柳田邦男さんが判決を傍聴して、裁判の意味するものについて寄稿した。途中まで紹介する。



安全論の逆説的格言に、「法規の枠組みだけで仕事をしていると事故が起こる」というのがある。東京電力経営首脳 of 刑事責任を問う裁判の判決を傍聴していて、この格言はやはり正しいと思った。

東電が福島原発事故を防ぎ得たか、経営判断の一つの分かれ目になったのは、事故発生 3 年前の 2008 年 6 月、安全担当部門から、経営陣の中で安全対策の責任を担っていた当時原子力・立地本部副本部長の武藤栄被告に「最大津波 15.7 メートル」という予測値が示された時だ。武藤被告はこの予測値には信頼性がないと判断し、継続研究を命じた。経営陣に原発事業者にかかせない鋭いリスク感覚があれば、完全な対策は緊急には無理にしても、せめて減災のために、全電源喪失を防ぐ策としての予備電源設備の高台への移設、配電センターや重要建屋の水密化など、元々あるべきだった安全対策の工事を命じることはできたはずだ。

だが、判決は研究の努力を延々と紹介する一方で、経営陣の対処の是非については「責任を負う立場にあったからといって、発生した事故について、当然に刑事責任を負うことにはならない」と断じて結んでいる。

法律論からはかかる判断を仮に是としても、深刻な被害の実態の視点から考察するなら、たとえ刑事裁判であっても、刑事罰の対象にならないと結論を出すだけでよいのかと思う。

事故後間もなく、崩壊した巨大な原子力建屋のすぐそばに立ち見上げた時、全身が震えた恐怖感。高濃度汚染地帯の「死の町」の情景。長期避難を強いられた被害者たちの苦難。避難のストレスによる災害関連死の数々。8 年余りにわたり見つめてきた原発事故の凄絶さは、ただ事ではない。

問われるべきは、これだけの深刻な被害を生じさせながら、責任の所在かあいまいにされてしまう原発事業の不可解な巨大さではないか。これが一般的な凶悪事件であるなら、被害者の心情に寄り添った論述が縷々記されるのが通例だ。裁判官は歴史的な巨大な複合災害である事故現場や「死の町」や避難者たちの生活の現場に立ち、そこで考えようとしなかったのか。

(2019 年 9 月 25 日)